

せたな町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 28 年 7 月

せたな町通学路安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「せたな町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「せたな町通学路安全推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。

- (1) せたな警察署（警察関係者）
- (2) 北海道開発局函館開発建設部八雲道路事務所（国道管理者）
- (3) 渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所（道道管理者）
- (4) せたな町立学校長（学校代表者）
- (5) せたな町立学校 P T A 会長（保護者代表者）
- (6) せたな町建設水道課（町道管理者）
- (7) せたな町総務課（町交通安全担当）
- (8) せたな町教育委員会（教育関係者）

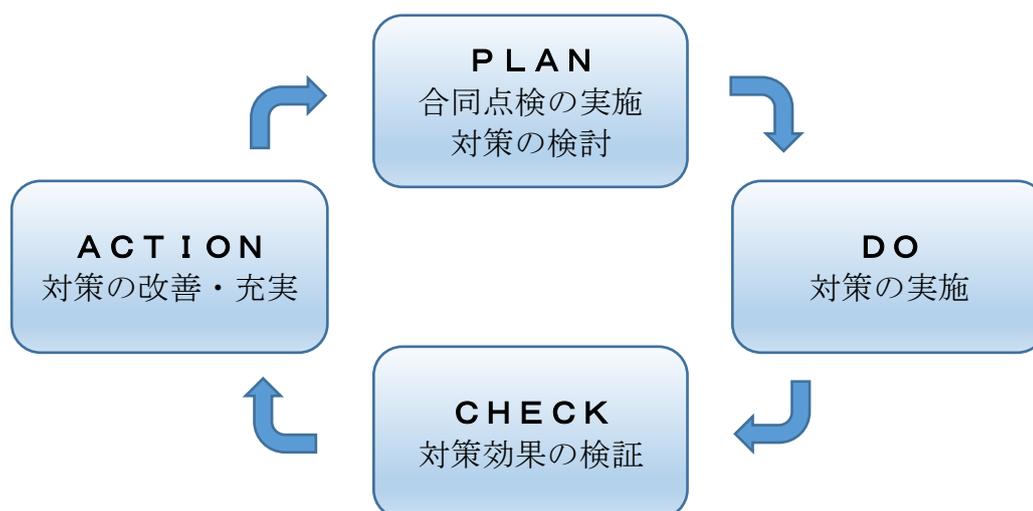
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

・継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のための P D C A サイクル】



(2) 合同点検の実施・体制

- ・危険箇所の把握について、各小中学校は年1回、通学路の危険箇所を教育委員会へ報告します。
- ・協議会において小中学校通学路の安全確保のための重点課題を設定し、必要に応じて合同点検を実施します。合同点検は、警察、道路管理者、学校、保護者、教育委員会等が参加し行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の検証

- ・対策実施後の箇所等について、実際に効果が上がっているのかを確認するため、各学校へのアンケートを実施するなどして検証します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。